

令和2年度

一般会計

事業別補正予算説明書

越谷市

一般会計(第5号)

2款 総務費
 1項 総務管理費
 12目 情報化推進費

細目および細々目	節		細 節
	区 分	金 額	
002 情報化推進事業			3,200
02 電算運用事業	12 委託料	3,200	54 福祉システム電算委託料
補正前			3,200
補正額			
補正後			

3款 民生費
 3項 児童福祉費
 11目 ひとり親世帯臨時特別給付金費

001 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業			302,800
01 職員人件費	3 職員手当等	1,300	8 超過勤務手当
補正前			1,300
補正額			
補正後			
02 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	10 需用費	200	1 消耗品費
補正前			100
補正額			100
補正後			
	11 役務費	1,300	1 通信運搬費
			600
			2 手数料
			700
	18 負担金補助及び交付金	300,000	31 ひとり親世帯臨時特別給付金
			300,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			一般財源	事業概要
特定財源				
国庫支出金	地方債	その他		
3,200				【情報推進課】 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務に係る委託料の追加
国庫支出金				

1,300				【子育て支援課】 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務に係る超過勤務手当の追加
国庫支出金				
301,500				【子育て支援課】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する。 1 給付対象者 (1) 児童扶養手当受給世帯等 ア 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 イ 公的年金の給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方 (2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等 ア、イの給付対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方 2 給付額 (1) 児童扶養手当受給世帯等 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 (2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等 1世帯5万円
国庫支出金				

2款 総務費

3款 民生費

